

様式第1号（第4条関係）

太陽光発電事業に関する事前協議申請書					
					年 月 日
<p>（あて先）かつらぎ町長</p> <p style="text-align: right;">申請人住所 申請人氏名 連絡先電話番号 担当者氏名</p> <p>かつらぎ町太陽光発電設備の設置に関する条例第6条の規定に基づき、事前協議を申請します。</p>					
設置者（申請者と異なる場合）	住所				
	氏名				
管理者（申請者と異なる場合）	住所				
	氏名				
事業区域	（所在地）かつらぎ町				
	（面積） <span style="float: right;">m<sup>2</sup>（公募・実測）</span>				
設備の概要	構造				
	発電出力		kW		
土地の現況	宅地	農地	山林	その他	計
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
設置工事の概要		着手予定日		年	月 日
		完了予定日		年	月 日
※以下、町記入欄					
【備考欄】					受付印
【事前協議完了日】					年 月 日

※添付図書は別表のとおりです

様式第2号（第6条関係）

太陽光発電設備の設置に関する事業計画書	
年 月 日	
（あて先）かつらぎ町長	
事業実施者住所 事業実施者氏名 連絡先電話番号 担当者氏名	
かつらぎ町太陽光発電設備の設置に関する条例第8条の規定に基づき、事業計画を届け出ます。	
設置者	（住所） （氏名）
管理者	（住所） （氏名）
事業区域	（所在地） かつらぎ町 （面積） <span style="float: right;">m<sup>2</sup>（公募・実測）</span>
工事概要	（着工予定日） <span style="float: right;">年 月 日</span> （完了予定日） <span style="float: right;">年 月 日</span>
設備の概要	（構造） （発電出力） <span style="float: right;">kW</span>
保守点検及び維持管理にかかる計画	
事業終了後の撤去及び処分の方法等	
その他	

受付印	
-----	--

様式第3号（第6条関係）

住民説明等実施記録	
年 月 日	
(あて先) かつらぎ町長  事業実施者住所 事業実施者氏名 連絡先電話番号	
かつらぎ町太陽光発電設備の設置に関する条例第7条の規定に基づき、下記のとおり住民説明を行いました。	
事業区域の所在地	かつらぎ町
説明した近隣住民の氏名及び事業区域との関係	
説明の方法	
説明の状況	

【町記入欄】

備考	
----	--

様式第4号（第8条関係）

太陽光発電事業工事着手届 年 月 日 （あて先）かつらぎ町長 事業実施者住所 事業実施者氏名 連絡先電話番号  かつらぎ町太陽光発電設備の設置に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。	
工事着手年月日	
事業計画受付番号	
事業計画受付日	
事業区域の所在地	
工事施工業者	(氏名)
	(連絡先電話番号)
備考	

※添付書類・・・事業計画届出書の写し、位置図、計画平面図

様式第 5 号（第 9 条関係）

太陽光発電設備設置工事完了報告書	
年 月 日	
(あて先) かつらぎ町長  事業実施者住所 事業実施者氏名 連絡先電話番号	
かつらぎ町太陽光発電設備の設置に関する条例第 1 1 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。	
工事完了年月日	
事業計画受付番号	
事業計画受付日	
事業区域の所在地	
工事施工者	(住所)
	(氏名)
	(連絡先電話番号)
備考	

様式第6号（第10条関係）

変更協議申請書		
		年 月 日
<p>(あて先) かつらぎ町長</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 申請者氏名 連絡先電話番号 担当者氏名</p> <p>かつらぎ町太陽光発電設備の設置に関する条例第12条の規定に基づき、変更協議を申請します。</p>		
事業区域の所在地		
変更の内容	変更前	変更後
変更理由		
※以下、町記入欄		
【備考欄】	受付印	

様式第7号（第11条関係）

廃止届 年 月 日	
（あて先）かつらぎ町長	
届出人住所 届出人氏名 連絡先電話番号	
かつらぎ町太陽光発電設備の設置に関する条例第13条の規定に基づき、次のとおり太陽光発電設備を廃止しますので届け出ます。	
設置者	(住所)
	(氏名)
事業区域の所在地	
廃止予定年月日	年 月 日
発電設備の撤去及び処分に係る計画の概要	
※以下、町記入欄	
【備考欄】	受付印

様式第8号（第12条関係）

（表）

第 号

かつらぎ町太陽光発電設備の設置に関する条例第15条第2項の規定による証明書

写 真	<p>職名および氏名</p> <p>生年月日</p> <p>年 月 日 交付</p> <p>かつらぎ町長 ⑩</p>
-----	--

（裏）

かつらぎ町太陽光発電設備の設置に関する条例（抜粋）

（報告徴収及び立入検査）

第15条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業計画を提出した太陽光発電事業実施者に対し、その業務の状況、太陽光発電設備及び事業区域内の土地の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該太陽光発電事業実施者の事業所若しくは事業区域に立ち入り、帳簿、書類、太陽光発電設備その他の物件の検査をさせることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。